

## 「静岡市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン案」の概要

### 1 はじめに

#### (1) 趣旨

このガイドラインは、防犯カメラにおける犯罪防止の有効性と、自己の容ぼうや行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの保護を図るため、市内における公共空間を対象とした街頭防犯カメラの設置及び利用にあたって、防犯カメラの設置及び運用する者（以下「設置者等」という。）が実施すべき事項を定めたものです。

街頭防犯カメラの設置及び運用にあたっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じるようお願いいたします。

#### (2) ガイドライン策定の背景及び必要性

犯罪を未然に防止するためには、市民が、警察や行政等の関係機関と連携し、防犯活動を推進していくことが有効とされていますが、市民の防犯活動や警察によるパトロールには自ずと限界があり、これらを補完するものとして、市街地などの「公共空間」に向けて「街頭防犯カメラ」が設置されています。

「街頭防犯カメラ」には、犯罪被害の防止や事件を解決するうえで効果があると言われている反面、不特定多数の市民を撮影することによる個人のプライバシーの保護に関する問題もはらんでいます。

そこで、個人のプライバシー保護や個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、犯罪防止に役立てるよう、街頭防犯カメラの適切な管理・運用を図るため、本市犯罪等に強いまちづくり条例第9条に規定する「犯罪等の発生を防ぐための取組に対する支援」として、また、同条例第7条の規定により本年3月に策定した「第2次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」に搭載された事業の着実な実施に向けて、「街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、広く市民に周知し利用していただくことにより、本市の防犯体制のさらなる推進を図っていきます。

**【参考】静岡市犯罪等に強いまちづくり条例**

(犯罪等の発生を防ぐための取組に対する支援)

第9条 市は、第3条第2項第1号に掲げる取組を行う市民又は事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

### 2 ガイドラインの主な内容

#### (1) 目的

① 防犯カメラは人の目による見張りを補完する手段としてその有用性は認められているところですが、防犯カメラの設置や画像の取り扱いにあたっては、防犯カメラを設置し利用するすべての人が、被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することのないよう十分に配慮する必要があります。

- ② このガイドラインは、個人情報画像を取得する可能性のある防犯カメラについてプライバシーの保護に配慮した設置及び運用を徹底するため、防犯カメラの設置及び運用に関し、個人情報である画像の取扱いに係る基本的事項を「個人情報の保護に関する法律」など関係法令の規定を踏まえて定めるものです。
- ③ この本ガイドラインで規定する事項の適用範囲は、設置者等が設置し、または管理する防犯カメラです。

## (2) 定義

### ① 街頭防犯カメラ

このガイドラインが対象とする「街頭防犯カメラ」は、次の3つの要件すべてに該当するカメラです。

ア 直接的に犯罪の防止を目的とする防犯カメラのほか、犯罪の防止を副次的目的（通行者や利用者への安心感の醸成や地域住民の防犯意識の高揚等を主目的）とする街頭防犯カメラ

イ 特定の場所に継続的に設置される街頭防犯カメラ

ウ 特定の個人もしくは物が識別できる画像記録機能を有する街頭防犯カメラ

### ② 公共空間

道路、公園、広場、駐車場、地下道、地下街、繁華街など、不特定多数の人が自由に利用または通行できる空間をいいます。

マンションやアパートなどの共同住宅の建物内や工場の敷地内など、不特定多数の人の出入りが想定されない場所は除きます。

※なお、金融機関の店舗、小売店舗、劇場や映画館、ホテルや旅館、鉄道駅等の不特定多数の人が利用する施設については、静岡県が示す「プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」【別紙参照】を併せてご覧ください。

## (3) 管理責任者の指定

街頭防犯カメラの設置及び運用を適正に行うため、設置者等は設置及び運用に責任を持つ「管理責任者」を指定することとします。

## (4) 街頭防犯カメラ設置の表示

街頭防犯カメラの設置に当たっては、市民等がその容ぼう及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、特定の個人を識別できる画像が本人の知らないうちに取得されてしまうこと（いわゆる「隠し撮り」）とならないよう、街頭防犯カメラを設置している旨をわかりやすく表示することとします。

## (5) 街頭防犯カメラの設置個所及び撮影範囲

- ① 街頭防犯カメラの設置にあたっては、その目的を明確にすることとします。
- ② 設置個所及び撮影範囲は必要最小限とすることとします。

- ③ 併せて、街頭防犯カメラの設置者等は、モニターを注視しての通行人への追跡行為などは行わないこととします。

#### (6) 画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏えいすることのないよう、以下のとおり慎重な管理を行うこととします。

- ① 取扱担当者の指定（管理責任者及び指定された取扱担当者以外は機器の操作をしてはならない）
- ② 画像データの保存期間（おおむね1か月以内で必要な保存期間を定める）
- ③ 画像データ等の厳重な管理（記録媒体やパソコンは厳重に管理し、外部へは持ち出さない）
- ④ 画像データの消去（保存期間が終了した画像データは直ちに消去する）
- ⑤ 秘密の保持（管理責任者及び取扱担当者は、街頭防犯カメラの画像と、画像から知り得た個人に関する情報をみだりに他人に漏らしてはならない）

#### (7) 画像データ等の外部提供

設置者等は、画像及び画像データを、設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供しないこととします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 警察等捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
- ③ 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ④ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

上記に画像データ等を提供する場合は、相手方の身分確認、文書による確認、本人確認の徹底など、適正に運用することとします。

#### (8) 苦情等の処理

苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応することとします。

#### (9) その他

- ① 設置者等は、街頭防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインの内容に沿った管理規程を策定し遵守させることとします。
- ② 設置者等は、運用業務を委託する場合には委託事業者に遵守させることとします。